

## Ⅳ 看護職員の処遇

### 1. 賃金・手当

#### (1) 給与表

看護職員に適用される給与表の有無について、国家公務員医療職俸給表（三）（以下、「医（三）表」と略す）が適用されている国立の病院以外の病院に尋ねた。

「施設独自の給与表がある」病院は49.3%、「地方自治体・病院設置主体の上部組織などで定められた給与表を適用している」病院は34.6%、「体系的な給与表はない」8.0%などである《統計表第107表》。

「体系的な給与表はない」という回答は「医療法人」病院の14.9%（前回調査14.4%）、「個人」病院の15.3%（同15.7%）で、他の設置主体病院と比較して多く、また、前回調査から改善が見られない。

給与表がある病院について、各病院の給与表と「医（三）表」との関係を探ねた。「医（三）表と同じ内容」20.4%、「医（三）表に準じこれを上回る」17.4%、「医（三）表に準じこれを下回る」25.0%と、なんらかの形で「医（三）表」を参考にしていない病院が給与表を持つ病院全体の66.4%にのぼる。「無関係」と回答した

表9 モデル賃金（加重平均・四分位数・最高額）

		加重平均		四分位数				(回答病院数)
		(回答病院数)		第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	最高額	
看護婦初任給	基本給	(円) 193,691	(2,437)	(円) 175,000	(円) 185,000	(円) 196,901	(円) 330,700	2,520
	給与総額	251,231		222,327	243,100	263,964	387,500	
看護婦モデル賃金	基本給	261,738	(2,417)	224,000	247,000	265,700	361,096	2,417
	給与総額	318,973		279,350	302,700	328,500	490,000	
看護婦中途採用モデル賃金	基本給	235,056	(2,142)	202,560	222,400	240,000	340,340	2,142
	給与総額	288,539		255,375	276,750	300,000	412,500	
准看護婦モデル賃金	基本給	217,412	(1,744)	198,800	215,500	234,525	368,300	1,802
	給与総額	272,856		247,075	269,260	293,102	459,161	
看護補助者モデル賃金	基本給	145,205	(1,849)	123,000	137,800	161,000	424,400	2,001
	給与総額	171,764		143,494	163,100	190,640	487,200	

表10 パートタイマー時給（看護婦について：病院平均・四分位数・最高額）

	平均額※	四分位数・最高額				
		第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	最高額	回答病院数
日勤帯	1,311円	1,100円	1,280円	1,500円	4,300円	2,374
夜勤帯	1,668円	1,320円	1,581円	1,926円	4,300円	654

病院は23.8%である《統計表第107表》。

## (2) モデル賃金

あらかじめ設定したモデルに対して、各病院が支給する1ヶ月の賃金（基本給および給与総額（3交代で夜勤を8回行った場合を想定した諸手当を含む総額））を尋ねた。モデルの設定は、看護婦が「初任給：高卒・3年課程養成所卒、単身で民間アパートに居住」「モデル賃金；勤続10年，31～32歳，非管理職」「中途採用モデル（採用時）：32歳，看護婦としての経験7年（総合病院）をもち，就業中断3年未満」，准看護婦は「モデル賃金：勤続10年，31～32歳，非管理職」，看護補助者は「初任給（採用時）：年齢40代後半，看護補助者介護の経験なし」とした。

基本給・給与総額それぞれの平均を表9に示す。

都道府県別に見ると，埼玉・千葉・東京・神奈川の東京圏，愛知，大阪・兵庫で賃金水準が高い傾向が見られる《統計表第114～119表》。

勤続年数・経験に応じた賃金上昇の指標として，看護婦初任給（給与総額）を「100」として看護婦モデル賃金を指数化した結果は「127.0」で，前回調査（128.6）を下回った。また，看護婦モデル賃金を「100」として看護婦中途採

用モデル賃金を指数化した結果は「90.5」で，前回調査（90.4）とほぼおなじである。

看護婦モデル賃金を「100」として准看護婦モデル賃金を指数化した結果は「85.5」である。

## (3) パートタイマー賃金（時給）

看護婦パートタイマーの時間給の平均額を表10に示す。

都道府県別に見ると，東京では日勤帯で1618円，夜勤帯で2,005円と，他の道府県と比べて際立って高い《統計表第130，131表》。

## 2. 労働時間

### (1) 週所定労働時間

前回調査と比較して，週所定労働時間の短縮が進んだ。週所定労働時間が「39時間59分以下」であるのは病院数では34.9%（前回調査20.6%），適用を受ける看護職員数では39.3%（同23.1%），おなじく「40時間」であるのは病院数では44.8%（同6.8%），適用看護職員数では50.8%（同8.4%）である（表11）《統計表第89，90表》。

看護職員一人当たりの週所定労働時間（平均）は39時間32分で，前回調査（41時間12分）と比較して1時間40分短縮した。

病院設置主体別に見ると，週所定労働時間が

表11 週所定労働時間（適用看護職員数）

	回答 病院数	～ 35:59	36:00 ～ 39:59	40:00	40:01 ～ 41:59	42:00	42:01 ～ 43:59	44:00 ～	無回答	平均 時間
1991年	2,669	0.5%	22.6%	8.4%	19.8%	29.2%	4.0%	14.1%	1.4%	41:12
1995年	2,876	1.6%	37.7%	50.8%	4.6%	1.9%	2.0%	0.2%	1.2%	39:32

※「平均時間」：加重平均

「39時間59分以下」である病院の比率は「医療法人」37.5%、「個人」35.5%であるが、その一方で「42時間01分以上」である病院の比率も「医療法人」で10.9%、「個人」では18.9%におよび、労働時間短縮が進んだ病院と立ち後れた病院とに両極化する傾向が見られた《統計表第89表》。

## (2) 週休制

週所定労働時間の短縮とあわせて完全週休二日制の導入も進み、「完全週休二日制」をとる病院が51.1%（前回調査6.2%）におよんだ《統計表第94表》。「完全週休二日制」の適用を受ける看護職員数は57.5%《統計表第95表》と、前回調査（5.8%）から4年を経て一挙に看護職員の半数を超えた。この間、1992年に国家公務員について「完全週休二日制」が適用され、自治体・公的病院などがこれにならい「完全週休二日制」を導入してきた経緯がある。

従来「完全週休二日制」導入が立ち後れていた民間病院でも、「完全週休二日制」「隔週または月2回週休二日制」の適用を受ける看護職員の比率が増えつつある。しかしながら、「完全週休二日制」の適用状況はわが国の民間企業労働者と比較して依然として低く（表12）、改善に向けた関係者のいっそうの努力が望まれる。

## (3) 時間外勤務

1995年9月の時間外勤務（平均）を表13に示す。前回調査と比較して、いずれの部署についても短縮している。

## (4) 休暇

年次有給休暇の付与最高日数は、「20日以上」である病院が89.1%、「19日以下」は5.0%である《統計表第96表》。

1994年の年間有給休暇取得日数（平均）は10.9日で《統計表第97表》、前回調査と全く同じである。

夏季特別休暇は、回答病院全体では平均3.6日（前回調査3.0日）、夏季特別休暇がある病院のみの平均では4.0日（同3.7日）だった《統計表第98表》。日数では「3日」が最も多く、夏季特別休暇のある病院の半数以上を占める。

夏季特別休暇が「ない」と回答した病院は12.9%で、前回調査（19.4%）よりも減少しており、夏季特別休暇を設ける病院が増えていることがうかがえる。

## 3. 母性保護・育児支援・介護休暇

### (1) 育児休業取得状況

1994年度に在職しながら出産し産後休暇を取得した看護職員の比率は、全女性看護職員の

表12 週休制の状況（適用看護職員数）

	調査年次	週休日1日	週休日1日半	週休2日制				その他	無回答・不明
				完全	月3回	隔週または月2回 <sup>1)</sup>	月1回 <sup>2)</sup>		
病院 <sup>3)</sup>	1985	8.1	38.2	2.2	0.3	3.4	40.9	5.3	0.8
	1987	5.2	28.6	1.8	0.4	26.8	35.2	—	2.0
	1989	3.8	24.5	2.7	0.3	41.6	19.6	3.5	4.0
	1991	1.7	14.0	5.8	2.0	56.5	16.7	—	3.3
	1993	1.4	6.1	50.8	2.3	30.9	5.9	1.7	1.0
	1995	0.7	3.6	57.5	7.2	23.9	3.3	—	3.7
再掲： 民間病院 <sup>4)</sup>	1985	12.8	49.7	6.1	1.5	6.3	16.1	7.0	0.5
	1987	11.3	50.0	4.3	0.9	9.4	21.1	—	3.0
	1989	5.5	44.0	6.1	0.7	17.3	17.2	5.5	3.6
	1991	2.9	27.2	7.7	1.9	31.3	25.3	—	3.7
	1993	3.2	13.7	24.7	3.6	37.7	13.1	3.1	0.8
	1995	1.2	8.2	32.3	12.5	33.7	7.1	—	5.0
民間企業 <sup>5)</sup>	1993	3.8	0.5	52.9	16.5	19.6	6.2	0.5	—
	1995	2.8	0.7	57.8	16.1	18.1	4.2	0.3	—

1) 「隔週または月2回」：「4週6休」を含む。

2) 「月1回」：「4週5休」を含む。

3) 「病院」：いずれも本会調査による。調査年次1985年：会員実態調査，1989年・1993年：看護職員実態調査，1987年・1991年・1995年：病院看護基礎調査。

4) 「民間病院」：学校法人・医療法人・個人・会社・公益法人・その他の法人。

5) 「民間企業」：労働省「賃金労働時間制度等総合調査」（1993・1995年）による。

表13 時間外労働（1995年9月実績）

	調査年次	病棟	手術室	外来
時間外労働がなかった病院を含む平均時間	1991年	8.9時間	16.3時間	6.3時間
	1995年	6.0時間	14.1時間	5.3時間
時間外労働があった病院についての平均時間	1991年	9.3時間	16.6時間	7.0時間
	1995年	6.6時間	14.4時間	5.9時間

「平均時間」：加重平均

表14 育児休業制度の利用状況

年次	出産者比率※	出産者に対する育児休業取得者比率	育児休業期間（育児休業取得者について）
1986年実績	6.2%	48.3%	6.3ヶ月
1990年実績	5.1%	58.8%	6.5ヶ月
1994年実績	4.2%	70.5%	7.4ヶ月

※「出産者比率」：女性看護職員に対する年間出産者の比率

4.2%である。出産者の比率は調査開始以来徐々に低下している（表14）。出産者比率の低下についてはわが国全体の出産動向・女子雇用労働者の出産動向等とあわせたより詳細な分析が必要である。出産者が育児休業を取得する率は70.5%で、平均取得期間は7.4ヶ月だった。取得率・期間とも前回調査より増加・延長しており（表14）、育児休業の利用が拡大していることを示す。病院ごとの育児休業取得率を見ると、取得率「0（取得者なし）」は13.9%で前回調査（16.4%）より減少し、「100%（全員取得）」は41.6%と前回調査（29.8%）と比較して11.8ポイント増加した。これは、前回調査の翌年（1992年）4月にわが国において「育児休業法」が施行された影響と見られる。

## (2) 産前・産後の母性保護措置

産前の看護職員について法定措置（本人の申し出に基づく夜勤免除・夜勤回数減・超過勤務免除）以外の労働緩和・母性保護措置として設けているものは、「配置転換」が最も多く21.7%、ついで「通院休暇」12.2%、「時差通勤」6.9%、「つわり休暇」6.8%で、「特に措置はない」56.9%だった《統計表第104表》。

産後の看護職員について法定措置（本人の申し出に基づく夜勤免除・夜勤回数減・超過勤務

免除・育児時間）以外の労働緩和等の措置として設けているものは、「配置転換」25.0%、「保育所との関係で出退時間に配慮」17.8%、「乳児検診時休暇」6.7%、「病児看護休暇」5.5%で、「特に措置はない」30.0%だった《統計表第105表》。

育児時間利用者が「いた」病院は45.1%、「該当者はいたが利用者なし」22.2%、「該当者なし」28.3%である《統計表第103表》。

## (3) 施設内保育所

病院内に看護職員が利用できる保育所がある病院は41.1%で、前回調査（38.1%）より3ポイント増加した。看護職員の利用者総数は13,843人（1,107病院）である。

保育所の開設時間は「日中のみ」が33.3%、「長時間（8時間以上）」34.6%、「24時間」26.3%である《統計表第99表》。「医療法人」病院で開設している施設内保育所のうち、41.3%が24時間開設しており、他の設置主体と比較して24時間開設の比率が高い。

施設内保育所の運営に際して厚生省補助金を「受けている」病院は54.5%で《統計表第100表》、前回調査（42.2%）より12.3ポイント増加した。

#### (4) 介護休暇制度

家族の看病・介護のための介護休暇制度を「設けている」病院は37.9%、「制度としてはないが個別に対応している」17.5%である《統計表第106表》。「設けている」病院が前回調査

(15.2%)と比較して22.7ポイント増加した。

国・自治体・公的病院では介護休暇制度を設けている病院が多いが、「医療法人」など民間では制度の導入は進んでいない。

## V 看護職員の確保

### 1. 看護職員定着状況

#### (1) 採用状況

1995年度(10月まで)に、2,248病院で32,876人の看護職員が新たに採用された。

このうち、1995年度の採用予定数について回答した2,248病院についての採用実績は、採用予定数34,163人に対して30,826人、平均採用率は90.2%である《統計表第141表》。平均採用率は前回調査(82.3%)より7.9ポイント高く、予定以上の数を採用できた病院は59.8%(前回調査46.0%)、採用できた数が予定数の半数に満たなかった病院は11.6%(同17.6%)となるなど、採用難の状況が緩和されたことがうかがえる。

病院設置主体別に見て従来採用が困難な傾向があった「医療法人」「個人」病院でも採用率が改善しており、平均採用率は「医療法人」84.8%(前回調査70.6%)、「個人」81.5%(同68.0%)である。

#### (2) 離職率

本調査では「離職率」を次のように定義しており、1990年度の離職率についても同様に集計を行っている。

離職率：年間の退職者数を、その年の平均職

員数(年度始めの在籍職員数と年度末の在籍職員数をあわせて2で割ったもの)で除し、100を乗じた数。ここでは「年度始めの職員数」にはその年度の新規採用者を含めないものと解釈して集計を行った。

離職率は1994年度について算出するものとし、1993年以前に開設したことが判明している2,934病院について集計を行った。有効回答は2,645病院で、年初在籍者総数は347,376人、年度内の退職者総数は34,904人、年度内の採用者数は46,285人で、平均離職率は9.9%だった《統計表第143表》。離職率は前回調査(11.3%)より1.4ポイント低下した。

病院ごとの離職率の分布を前回調査と比較したものが図6である。離職率20%以上の病院の比率は、1990年の13.9%から、1994年は9.3%と4.6ポイント低下している。

病院設置主体別の平均離職率(今回調査・前回調査)を表15に示す。設置主体ごとにはばらつきはあるものの、おおむね離職率が低下し、看護職員の定着がよくなっている。

都道府県別に見て離職率が高いのは、「東京都」14.7%、「神奈川県」13.7%、「埼玉県」12.9%、「千葉県」12.1%、「京都府」12.0%、「鹿児島県」12.0%、「大阪府」11.9%などで、